

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第七十九条（略）） 様式第一号（様式第十五号（略）） 別表第一（別表第二（略）） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略）） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（ロ（略）） ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご 十二（十四（略）） 別表第四（別表第十七（略））</p>	<p>第一条（第七十九条（略）） 様式第一号（様式第十五号（略）） 別表第一（別表第二（略）） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略）） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（ロ（略）） ハ <u>かんきつ類</u>、バナナ 十二（十四（略）） 別表第四（別表第十七（略））</p>